

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93  
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317  
www.ihsfu.net

## 茨高教組夏季学習会 「国民投票法と18歳投票権」

講演： 伊藤 朝日太郎 弁護士(明日の自由を守る若手弁護士の会、キーストーン法律事務所所属)  
8月23日(土) 13:30 - 15:30 土浦・亀城プラザ 土浦市中央2丁目16-4

### 「設置基準」を欠く特別支援学校の教室不足問題

#### 「教室不足」は全国的な問題

特別支援学校の児童・生徒数はこの10年間に全国で約3万6000人増えている。学校建設が進まない中で学校のマンモス化が進み、普通教室不足が常態化している。教室不足に対しては、特別教室を転用する、一つの教室をカーテンで仕切って使うなどの対応がなされているが、全国で4271もの普通教室が不足していることが明らかになっている(2013年文科省調査)。

そうした中で、体育を行うスペースが足りず、玄関や廊下で授業をする、「なるべく体を動かさない体育」を子どもたちに強いている、医療的なケアを必要としている障害の重い子どものそばを走り回る子どもたちがいて危険だ、トイレが足りず、間に合わない生徒がいる、などの実態が全国の学校から報告されている。

茨城県の特別支援学校の「不足教室」は2013年度に145教室であったが、今年は右の表のように164教室で、半数の特別支援学校で10教室以上不足しているのである。2012年に境特別支援学校が開校し、2015年には常陸太田地区に新たな特別支援学校が開校する予定であるが、「教室不足」と「学校のマ

ンモス化」を解消するためには、さらなる新しい学校の新設が欠かせない。

#### 「設置基準」がない

幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校には「学校を設置するのに必要な最低の基準」としての「設置基準」があり、教室が足りない状況が生まれたら、新たな学校建設や増設が検討される。しかし、特別支援学校には法的な「設置基準」がないため、教室が不足し劣悪な環境になっても子どもと教職員に負担を強いるだけになっている。

当面考えられる「設置基準」としては、①18学級以下で児童生徒数が150人以下の適正な規模の学校とすること、②学別に音楽室や調理室などの特別教室を備えること、③障害種別に必要な訓練室や作業室などの特別教室を設けること、④通学時間が1時間以内となるような基準にすること、等がある。

茨城の実態はどうか。つくば特別支援学校は2007年開校時210人前後の在籍で始まったが、2014年には在籍生徒数が400人近くになっている。14年度は25教室が不足し、県下ワーストワンのなっている。また、つくば特別支援学校は200人近い教職員が働く職場になっており、

「教室不足」や「学校のマンモス化」は子どもたちの教育条件だけではなく、教職員の労働条件にも大きな影響を及ぼしている。教育予算を増額していくことが何よりも求められている。

#### 請願署名のとりくみ

現在、茨城県高等学校教職員組合障害児学校部では、「障害児学校の教室不足解消を求める要請署名」と、「障害児学校の『設置基準』策定を求める請願署名」とりくんでいる。県立学校の教育条件整備の一環として、署名の協力をお願いしたい。 ㊦

| 学校     | 不足教室 |     | 計   |
|--------|------|-----|-----|
|        | 小中部  | 高等部 |     |
| 4 北茨城  | 7    | 1   | 8   |
| 5 水戸   |      | 6   | 6   |
| 6 水戸飯富 | 16   | 5   | 21  |
| 8 友部   | 10   | 5   | 15  |
| 9 友部東  |      | 1   | 1   |
| 11 勝田  | 8    | 12  | 20  |
| 12 大子  | 1    |     | 1   |
| 13 鹿島  | 11   | 5   | 16  |
| 14 土浦  | 2    | 1   | 3   |
| 15 美浦  | 5    | 13  | 18  |
| 16 伊奈  | 3    | 8   | 11  |
| 17 つくば | 20   | 5   | 25  |
| 18 下妻  | 1    | 2   | 3   |
| 19 結城  | 1    |     | 1   |
| 20 協和  | 6    | 5   | 11  |
| 21 境   | 2    | 2   | 4   |
| 特別支援計  | 93   | 71  | 164 |

### 勤務時間の適正な把握は事業場の長(校長)の責任

#### 療休・休職の増加とまらず

教職員の療休・休職に占める精神疾患の比率は年々高まっている。「健康審査会」で要休業・要医療の判定を受けた教職員は48名で、そのうち34名(71%)は精神疾患が事由である。34名の内訳は、高校が22名(65%)で特別支援学校が12名(35%)である。また、7日以上3か月未満の療休を取得した195人のうち、53名(27%)が精神疾患である。53名の内訳は高校が31名(58%)で特別支援学校が22名(42%)である。(2014年2月24日、第2回総括安全衛生委員会)

こうした実態は全国的傾向である。文科省の「教職員メンタ

ルヘルス対策検討委員会」は2013年3月29日、「教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)」を公表した。そこでは、予防的とりくみが重要であることを述べた上で、業務の縮減・効率化や、相談体制などの充実とともに勤務時間の把握・管理が重要だとしている。

#### 県教委が勤務時間把握を指示

「勤務時間の適正管理」は、労働法制上の使用者の責務である。文部科学省は2006年4月3日づけの通知「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」で、長時間労働をした教職員に対する医師の面接指導を義務づけるとともに、校長には「勤務時間の適正な把握」

をおこなうよう求めている。

2014年4月23日の県立学校長会議で、茨城県教育委員会の高次教育課長と特別支援教育課長は、勤務時間の適正管理について以下のように指示した。

「教職員のメンタルヘルスの保持並びに、労働法制上の責務ということから勤務内容や勤務時間を適切に把握し、勤務負担が過重とならないように措置をとること。」(高校教育課長)

「教職員の業務内容やその量について十分把握し、業務の適切な配分と計画的な遂行に努めること。会議の効率性や校務内容及び学校行事等の見直しを行うなど、負担軽減を図り、適切な勤務時間の管理を行うこと。」(特別支援教育課長)

この件については、本紙1075号(2013年11月25日)で、坂東総合高校の衛生委員会のとりくみを紹介したので参考にされたい。 ㊦

|       | 3か月以上要休業者 | 療休者 |
|-------|-----------|-----|
| 一般疾病  | 14        | 142 |
| 精神性疾患 | 34        | 53  |
| 合計    | 48        | 195 |

(2013年4月~12月)

### 「保護者対応の手引」に反する牛久高校長の対応で学校が混乱

#### 県教委の「保護者対応の手引」

茨城県教育委員会のウェブサイト「保護者等対応の手引」というリーフレット(A4版4ページ)が掲載されている。ただ

し、サイト内の「小・中学校教育」のページの奥深くに入っており、高等学校等の教職員には気づきにくくなっている。

ホーム>学校教育>小・中学校教育

> 信頼される学校づくり > 信頼される学校づくりをめざして

しかし、茨城県教育委員会は、2010(平成22)年3月に通達(高教第1851号)を各県立高校長に

発しているから、校長等の管理職員は当然知っているのである。

この施策の目的はつぎのとおりである（www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/shochu/gakkodukuri/shinrai/index.html）（ボード体は引用者。以下同じ）。

近年、学校に寄せられる要望や苦情等の内容が多様化し、その中には対応が長期化し市町村の教育委員会に助言・指導を求められるケースなどが増加するなど、**学校だけでは十分に対応しきれない状況も見られます。**

このため、茨城県教育委員会として、**学校（教職員）を支援する観点に立ち、学校に対する保護者等からの要望や苦情等に適切に対応できるよう、特に初期対応のあり方を中心にまとめた手引を教職員向けに作成いたしました。**

こう趣旨・目的をあきらかにしたうえでリーフレットの、「はじめに」には、つぎの一節がある。

現実には、要望等の内容は様々で、中には**不当な要求等もあり、その対応いかんによっては、長期化、複雑化してしまい新たな理不尽な要求に発展することもあります。**本資料は、保護者や地域の方々からの要望等に対して、教職員が適切に対応できるよう初期対応の在り方を中心にまとめたものです。

そのうえで、「IV 対応が難しい要望や苦情等について」として、つぎのとおり説明している。

・組織での対応 学校への要望や苦情等は、**担任等が一人に対応するのではなく、教職員間で情報や対応等を共有し、学校全体で組織的に行うことが必要です。**また、**不当な要求行為等に対しては、毅然とした態度**

で対応することが必要です。

「十分に対応しきれしていない」実態があるから「学校（教職員）を支援する」必要がある、と茨城県教育委員会は危機感を隠そうとしていない。そのうえで、適切な初期対応のありかたを示しているのである。各学校での確認が必要だろう。

### 追い詰められる学校

このような「保護者対応の手引」は、他府県でも作成されており、文部科学省のウェブサイトで一括して紹介されている（www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/uneishien/detail/1297348.htm）。

大阪府教育委員会が作成した手引（www.pref.osaka.lg.jp/attach/6340/00000000/renkeitebiki.pdf）は、教育学者や弁護士も執筆し、本文44ページに及ぶ大部なものとなっている。大阪大学の小野田正利教授は、「対応が困難になるケースを見てきて」というコラムにつぎのように書いている（18-20ページ）。

10数年にわたって、学校や教職員と保護者間の数多くのトラブル事例を見てきていますが、時として本当に難しいケースにであうことがあります。**保護者がわが子のことを思うがゆえのやむにやまれぬ要求行動だとか、ボタンのかけ違いがあったとか、初期対応をきちんとしていれば防げたとかいうレベルのものではなく、学校側が適切な距離をとることも関係性を保つこともできないまま、執拗な要求が繰り返されることによって、対立と困惑を深めていくケースもあります。**また、違法行為や不当要求が何度もおこなわれているにも関わらず、**その当事者が保護者や近隣住民であるために、明白に**

**拒絶できないまま、学校が追い詰められていく場合もあります。**

2009年2月中旬の新聞各紙に、小学校の教頭が保護者から「お前はうそつきだ。二度と学校に出てくるな」と長時間にわたって恫喝されたために、急性ストレス反応と診断され、休職を余儀なくされたという記事が載りました。[……] このように、**正面から向き合ってしまうと、何ともならなくなるケースもある**のです。誠実に対応すれば必ず分かってくれると教職員は思いがちですが（それは99%正しいのです）、そう簡単にはいかない場合が、まれですがあるということを知っておく必要があります。

### 「校長に会わせろ！」

岡山県教育委員会の「学校に対する苦情・不当な要求等への対応」（平成21年1月）は、踏み込んだアドバイスをおこなっている（www.pref.okayama.jp/page/detail-29294.html）。

- 校長への面会の要求  
対応は、原則として担当者が行い、**校長への面会を求められても応じない。**
- 短時間での対応  
最初に時間を提示し、できるだけ短くする。また、話し合いが必要以上に長くなったり、同じ要求が繰り返される場合は、打ち切る旨を明確に告げる。
- 事実の確認  
ミスやクレームを口実としてきた場合は慌てることなく、まず事実を確認する。**事実を確認しないで要求を認めたり謝罪的な発言はしない。**
- 妥協の禁止  
早く問題の解決を図ろうとして、**その場逃れの安易な妥協はしない。**また、相手方の一方的な強弁や他の事例を引き合いに出しての要求にも応えたり約束をしたり

しない。

### 面会強要の実例

具体的な事例を見てみよう。

7月16日（水曜）、4時限目の授業後、牛久高校で、或る「保護者」（母）が、ことわりなく昇降口から校舎内に立ち入り、ある教諭に面会を求めた。（この「保護者」は、4月以来、その教諭を理不尽に非難し「謝罪」?を要求していた。黒田校長と小幡教頭がたびたび直接対応したうえで、当事者の教諭が知らぬ間に校長の指示で教頭が「保護者」に「謝罪」したところ、「保護者」は納得せず本人による「謝罪」を求め、PTA総会などで個人名をあげて誹謗発言をするなどしていた。騒ぎが大きくなると校長まで教諭に対して「謝罪」するよう繰り返し求めるようになった……。未成年者に配慮し、ここではこれ以上の具体的な説明はおこなわない。なお、これは第1083号でとりあげた運動部顧問に関する事件とはまったく別の件である。）

突然の面会要求を教諭が断ったところ、ドアの隙間に両手を差し入れ、「話がある」と大声で執拗に面会を強要し続けた。「不法侵入」ならびに「強要」にあたる違法行為であるのでただちにやめるよう求めたが、「学校だろう」と何度も同じことを叫んで（「学校」は、たとえ予約がなく、休憩時間中であっても「保護者」の面会要求にはいつでもただちに応じなければならないという意味か。）帰ろうとしないので、警察に連絡する旨言うと、「どうぞ呼んでくれ」と開き直った。

たまたま居合わせた別の教諭が、事務室で受付手続きをとったのか尋ねたところ許可を得て

いないというので、手続きをとるよう勧めたところ、ますます激高し、自己紹介もなしに一方的にその職員に名を問ひ、職員が名乗ると、「知っている」と言い放ち、「代行するな！」と騒ぎ続けた。しばらくして伝え聞いた小幡教頭がやって来て、やっと「保護者」は引き揚げた。

翌17日（木曜）、前日の「保護者」の夫（生徒の父）が、「代行」した方の教諭に電話をかけてきた。「保護者」である父は前日のことについて、「[妻が]不法侵入だと侮辱されているのに、間にはいるとはどういう事か」と言い掛かりをつけ、「今日、時間をつくったうえで、きっちり答えてもらおう。」と、一方的に乱暴な言葉でまくしたてた。その後さらに小幡教頭に電話したようで、こんどは小幡教頭が教諭（「代行」した方の教諭。以下同じ）を呼び出し、その「保護者」と面会するよう、1時間以上にわたって説得した。面会する意思はないと言う教諭に、教頭は「いつなら都合がいいのか」としつこく尋ねた。

### 牛久高校黒田校長の対応

翌18日（金曜）の朝会后、黒田校長と小幡教頭は打合せをおこなったうえで、職員に「保護者が今日の午後、会いたいと言っている」とせまった。教諭が午後は休暇をとることにしていると告げると、「休暇をとる理由は何か」などと立ち上がったことを尋ね、その日の午後は無理であると知ると、翌日からの3連休をはさんだ7月22日（火曜）に、教頭立ち会いのもとで、「保護者」を職員と会わせることに

した（校長は野球応援で出張）。

故意に手続きを踏まずに立ち入った「保護者」に対して、たまたま居合わせた別の教諭が、受付手続きをとるよう言っただけであるのにその夫が因縁をつけ、あろうことか校長と教頭が教諭との「面会」を斡旋したのである。

通例学校では、訪問者に氏名や訪問目的などを記入してもらっているので、手続きをしないで学校内に入ることは不法侵入に当たることを校長や教頭はきちんと説明すべきである。保護者であってもそれに従わない場合は、強要や威力業務妨害に発展する危険性も考えられるので、警察に連絡するなどして教諭らの安全を確保する義務がある。ところが、校長と教頭はそれらの措置をとらないどころか、かえって、しつこく面会を求める夫婦の側にたつて、理由のない「要求」に応ずるようせまり、面会の段取りをつけてしまった。

黒田校長は、昨年秋、ある運動部顧問の教諭を外すよう求める「保護者」の要望を直接受け、当事者の教諭からの説明を一切受けることなく、翌々年度まで顧問から外すことを約束してしまった。これはのちに撤回することになったが、安易に面会して簡単に要望を受け入れる黒田校長の姿勢は、一部の「保護者」間では周知のこととなり、第二、第三の同じような事件が続発しているのである。

茨城県教育委員会の指示に反する黒田校長の行為は、学校に混乱をもたらすものであり、とうてい容認できない。厳正な措置が求められる。 ㊦